

日吉津村海浜運動公園再整備事業設計施工一括請負契約書（案）

- 1 業務名 日吉津村海浜運動公園再整備事業
- 2 事業場所 日吉津村大字日吉津 1864-1（日吉津村海浜運動公園）
- 3 履行期間 日吉津村議会の議決があった日から令和8年3月31日まで
- 4 契約代金額 ●円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ●円）
- 5 契約保証金 ●円
- 6 建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の3の3に定める記載事項別紙1のとおり
- 7 既存施設の解体工事に要する費用等 別紙2のとおり

日吉津村海浜運動公園再整備事業（以下「本事業」という。）に係る設計業務、工事監理業務及び建設業務について、日吉津村と〔代表事業者名〕、〔構成事業者名〕及び〔構成事業者名〕との間で締結された日吉津村海浜運動公園再整備事業基本契約書（以下「基本契約」という。）第7条1の定めるところに従い、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な設計施工一括請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、この契約書において別段の定めがある場合及び文脈上別意に解するべき場合を除き、基本契約にて定義される意味を有するものとする。

なお、この契約書は、基本契約、システム開発業務委託契約及び研修業務委託契約と不可分一体として特定事業契約を構成するものとし、仮契約として締結される。この契約書は、この契約書の締結についての日吉津村議会の議決を得た場合に、本契約として成立する。ただし、上記日吉津村議会の議決を得られないときは、この仮契約は無効とし、その場合において、発注者は一切の責任を負わない。下記年月日は、仮契約締結年月日であることを確認する。

この契約書の成立を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、発注者及び受注者を代表して●●が各自1通を保有し、●●以外の受注者はその写しを保有する。

令和●年●月●日

発注者

鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津 872-15

日吉津村

日吉津村長 中田 達彦

受注者

●●（特定建設工事共同企業体名）¹

代表者

住所

¹ 本契約は、設計事業者、工事監理事業者及び建設事業者によって1つの共同体を組成することを想定しています。単独の法人の場合、共同体を組成しない場合又は複数の共同体を組成する場合には、必要な修正を行う予定です。

名称

[代表者の役職、氏名]

構成員

住所

名称

[代表者の役職、氏名]

構成員

住所

名称

[代表者の役職、氏名]

日吉津村海浜運動公園再整備事業設計施工一括請負契約約款

第1条（総則）

- 1 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）及び基本契約に基づき、設計図書（募集要項等及び提案書をいう。以下同じ。）及び設計成果物（次項において定義する。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書、設計図書及び設計成果物を内容とする請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、設計業務、工事監理業務及び建設業務（以下「本件整備業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完成し、設計成果物（この契約に従い作成された設計業務に関する成果物をいう。以下同じ。）及び工事目的物（この契約に従って実施される建設業務に係る工事（以下「工事」という。）の目的物である本施設をいう。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 設計方法、仮設、施工方法その他設計成果物及び工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 発注者及び受注者は、この契約の履行に関し、基本契約第13条が適用されることを確認する。
- 5 受注者は、本件整備業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。受注者が本件整備業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任した場合においては、下請負者又は受任者（以下「下請負者等」という。）に遵守させなければならない。
- 6 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 10 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟については、鳥取地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 13 発注者は、この契約に基づくすべての行為を特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 14 共同企業体の代表者及び構成員は、相互に協力し、本件整備業務を実施しなければならない。
- 15 この契約に要する費用は、受注者の負担とし、この契約に基づく受注者の債務はすべて共同企業体の代表者及び各構成員の連帯責任とする。

第2条（関連工事の調整）

発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

第3条（契約代金額内訳書及び業務工程表）

- 1 受注者は、設計図書に基づいて、設計業務の着手に先立ち詳細工程表を含む設計業務計画書を、工事の着工に先立ち契約代金額内訳書（以下「内訳書」という。）及び詳細工程表を含む施工計画書を、また、工事の着工に先立ち工事監理業務計画書（設計業務計画書及び施工計画書とあわせて、以下「業務工程表」と総称する。）をそれぞれ作成し、発注者に提出し、設計図書に定めるところに従いその確認又は承認を受けなければならない。
- 2 内訳書及び業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

第4条（契約の保証）

- 1 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、契約代金額の10分の1以上としなければならない。
- 4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第51条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 契約代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

第5条（権利義務の譲渡等）

- 1 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、設計成果物（未完成の設計成果物及び本件整備業務を行う上で得られた記録等を含む。）及び工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第21条第2項の規定による検査に合格したもの及び第46条第5項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

第6条（一括下請負又は一括委任の禁止）

受注者は、本件整備業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に請け負わせ、又は委任してならない。

第7条（下請負者等に関する報告の要求）

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して、下請負者等の名称その他必要な事項の報告を請求することができる。

第8条（特許権等の使用）

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書（提案書を除く。）に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第9条（著作権の譲渡等）

- 1 受注者は、設計成果物（第47条第1項に規定する指定部分に係る設計成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- 2 発注者は、設計成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該設計成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 発注者は、設計成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受注者は、設計成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、設計成果物が著作物に該当しない場合には、当該設計成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受注者は、設計成果物（設計業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該設計成果物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該設計成果物の内容を公表することができる。
- 6 発注者は、受注者が設計成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

第10条（監督員）

- 1 発注者は、監督員を置いたときは、その者の氏名その他必要な事項を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。
- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 契約の履行についての受注者又は受注者の管理技術者若しくは現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

- (4) 設計業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他設計業務の実施状況の監督
 - (5) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
 - 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
 - 5 発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
 - 6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

第11条（管理技術者）

- 1 受注者は、設計業務及び工事監理業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、設計業務及び工事監理業務の管理及び統括を行う。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

第12条（照査技術者）

- 1 受注者は、設計図書に定める場合には、設計成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
- 2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

第13条（管理技術者等に対する措置請求）

- 1 発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは受注者から業務（設計業務又は工事監理業務に係るものに限る。）を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

第14条（設計業務に係る貸与品等）

- 1 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「設計貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 受注者は、設計貸与品等の引渡しを受けたときには、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

- 3 受注者は、設計貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書に定めるところにより、設計業務の完了、設計図書の変更等によって不要となった設計貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により設計貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

第15条（設計業務に係る検査、提出及び確認）

- 1 受注者は、基本設計に係る設計業務を完了したときは、その旨を発注者に通知するとともに、基本設計に係る設計成果物を発注者に提出し、発注者の確認を得なければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知及び提出を受けたときは、通知及び提出を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、基本設計に係る設計業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、基本設計に係る設計業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を基本設計に係る設計業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。
- 4 受注者は、第2項の検査に合格したときは、速やかに実施設計に係る設計業務に着手しなければならない。同項の検査に合格する前に実施設計に係る設計業務に着手してはならない。
- 5 実施設計に係る設計業務について、第1項から第4項までの規定を準用するものとし、第1項から第3項中「基本設計に係る」とあるのは「実施設計に係る」と、第4項中「実施設計に係る設計業務」とあるのは「工事」に読み替えるものとする。

第16条（設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務）

受注者は、設計業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者の協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第17条（現場代理人及び主任技術者等）

- 1 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。
 - (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者又は監理技術者（建設業法第26条第2項の規定に該当する場合は監理技術者とし、それ以外の場合は主任技術者とする。ただし、同条第3項の工事に該当する場合は、専任の主任技術者又は専任の監理技術者とし、同条第4項の工事にも該当する場合には、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。）
 - (3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行において、建設業務に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、契約代金額の変更、履行期間の変更、契約代金の請求及び受領、第20条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第 2 項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

第18条（工事監理者）

- 1 受注者は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の定めに従い、工事着工の前に自らの費用により工事監理者を設置するものとする。受注者は工事監理者をして、自らの責任において、工事を設計図書及び設計成果物と照合させ、それが設計図書及び設計成果物のおりに実施されているか確認させなければならない。
- 2 受注者は、工事監理者をして、発注者があらかじめ定めた時期において、工事の進捗状況等を報告させなければならない。また、発注者は、受注者を通じて工事監理者に随時報告を求めることができるものとし、受注者は工事監理者をして、受注者を通じ必要に応じ発注者に対して、工事監理の状況を報告させるものとする。

第19条（履行報告）

受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

第20条（工事関係者に関する措置請求）

- 1 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつてはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負者等、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前 2 項の規定により請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

第21条（工事材料の品質及び検査等）

- 1 工事材料の品質については、設計図書及び設計成果物に定めるところによる。設計図書及び設計成果物にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。

- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

第22条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

- 1 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要であると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

第23条（建設業務に係る支給材料及び貸与品）

- 1 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書及び設計成果物の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要であると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書又は設計成果物の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

第24条（工事用地の確保等）

- 1 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書又は設計成果物の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負者等の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第 3 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

第25条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

- 1 受注者は、工事の施工部分が設計図書及び設計成果物に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第 21 条第 2 項又は第 22 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書及び設計成果物に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前 2 項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

第26条（条件変更等）

- 1 受注者は、本件整備業務に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - (1) 設計図書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 設計上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な設計条件が実際と相違すること。
 - (5) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (6) 設計図書で明示されていない設計条件又は施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後、14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第27条（設計図書及び設計成果物の変更）

発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認められるときは、設計図書又は設計成果物の変更内容を受注者に通知して、設計図書又は設計成果物を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第28条（工事の中止）

- 1 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

- 3 発注者は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を確保するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第29条（著しく短い履行期間の禁止）

発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、本件整備業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により本件整備業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

第30条（受注者の請求による履行期間の延長）

- 1 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に本件整備業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第31条（発注者の請求による履行期間の短縮等）

- 1 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、契約代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第32条（履行期間の変更方法）

- 1 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第 30 条の場合にあっては、発注者が履行期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第33条（契約代金額の変更方法等）

- 1 契約代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、契約代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

第34条（賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更）

- 1 発注者又は受注者は、履行期間内でこの契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適當になったと認めたときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残代金額（契約代金額から当該請求時の出来形部分に相応する契約代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残代金額の 1,000 分の 15 を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残代金額及び変動後残代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、本条の規定により契約代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第 1 項中「この契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく契約代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、契約代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を請求することができる。
- 7 第 5 項及び前項の場合において、契約代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第35条（臨機の措置）

- 1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他本件整備業務の実施上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

第36条（一般的損害）

設計成果物及び工事目的物の引渡し前に、設計成果物、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本件整備業務の実施に関して生じた損害（次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 38 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第 62 条第 1

項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

第37条（第三者に及ぼした損害）

- 1 本件整備業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第62条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本件整備業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本件整備業務の実施につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他本件整備業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

第38条（不可抗力による損害）

- 1 設計成果物及び工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者双方の責めに帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、設計成果物、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第62条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第21条第2項、第22条第1項若しくは第2項又は第46条第5の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取り片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち契約代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 設計成果物又は工事目的物に関する損害
損害を受けた設計成果物又は工事目的物に相応する契約代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められたものに相応する契約代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における設計成果物又は工事目的物に

相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取り片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取り片付けに要する費用の額の累計」と、「契約代金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

第39条（契約代金額の変更に代える設計図書又は設計成果物の変更）

- 1 発注者は、第8条、第16条、第23条、第25条から第28条まで、第30条、第31条、第34条から第39条まで、前条又は第42条の規定により契約代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書又は設計成果物を変更することができる。この場合において、設計図書又は設計成果物の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の契約代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第40条（検査及び引渡し）

- 1 受注者は、工事が完成したときは、速やかにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書の定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了しなければならない。この場合においては、発注者は、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって工事の完成を確認した場合は、第1項の規定に基づく完成の通知をもって受注者からの設計成果物及び工事目的物の引渡しの申出があったものとみなし、直ちに当該設計成果物及び工事目的物の引渡しを受けなければならない。ただし、受注者が完成の通知とともに工事完成確認時に引渡しの申出を行わない旨を発注者に対して通知した場合は、この限りでない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、契約代金の支払の完了と同時に当該設計成果物及び工事目的物の引渡しを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しを行わなければならない。
- 5 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。
- 6 発注者は、第2項の検査をするため、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊し、分解し若しくは試験し、又は受注者に工事目的物を最小限度破壊させ、分解させ若しくは試験させることができる。この場合においては、受注者は、速やかに当該工事目的物を原状に復しなければならない。
- 7 前項の規定によるほか、発注者は、工事の適正な施工を確保するため必要があると認めるときは、あらかじめ受注者に通知して、完成検査時に、無作為に抽出した工事目的物を最小限度破壊し、分解若しくは試験することができる。この場合において、発注者は、速やかに当該工事目的物を原状に復するために必要な措置を講ずるものとする。
- 8 第2項の検査に直接必要な費用、第5項の修補に要する費用並びに第6項及び前項の復旧に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、前項の規定による破壊、分解若しくは試験（以下「抽出破壊

検査」という。)を実施した結果、当該工事目的物に契約不適合がなかった場合の当該抽出破壊検査及び原状に復するために直接要する費用は、発注者の負担とする。

第41条 (契約代金の支払)

- 1 受注者は、前条第2項(同条第5項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に契約代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

第42条 (部分使用)

- 1 発注者は、第40条第3項又は第4項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第43条 (前金払及び中間前金払)

- 1 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約代金金額の10分の4(設計業務及び工事監理業務に係る前払金は10分の3)以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の履行期間満了日を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約代金額のうち設計業務及び工事監理業務に係る部分を除いた10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。
- 5 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 6 受注者は、契約代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の契約代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6、設計業務及び工事監理業務に係る部分は10分の3)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下本条から第45条までにおいて同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。

- 7 受注者は、契約代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の契約代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6、設計に係る部分は10分の4）を超えるときは、受注者は、契約代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、契約代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 発注者は受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約締結日現在において日吉津村建設工事執行規則第11条第6項に規定する割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

第44条（保証契約の変更）

- 1 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、契約代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

第45条（前払金の使用の制限）

受注者は、前払金を本件整備業務の材料費、労務費、機械器具の賃貸料（建設業務に係る部分に限る。）、機械購入費（本件整備業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費（建設業務に係る部分に限る。）、仮設費（建設業務に係る部分に限る。）、労働者災害補償保険料（建設業務に係る部分に限る。）及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

第46条（部分払）

- 1 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第21条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する契約代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第9項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中2回を超えることはできない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第43条第4項の規定による前金払をするときは、部分払を行わないものとする。
- 3 第1項の請求は、第1項の契約代金相当額が契約代金額の40パーセントを超える場合に限り行うことができる。
- 4 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

- 5 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 6 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 7 受注者は、第5項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 8 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の契約代金相当額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
部分払金の額 \leq 第1項の契約代金相当額 \times $(9/10 - \text{前払金額} / \text{契約代金額})$
- 9 第7項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第8項中「契約代金相当額」とあるのは「契約代金相当額から既に部分払の対象となった契約代金相当額を控除した額」とするものとする。

第47条（部分引渡し）

- 1 設計成果物及び工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第40条中「工事」とあるのは「指定部分に係る設計成果物及び工事」と、「設計成果物及び工事目的物」とあるのは「指定部分に係る設計成果物及び工事目的物」と、同条第4項及び第41条中「契約代金」とあるのは「部分引渡しに係る契約代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の規定により準用される第41条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る契約代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する契約代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第41条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
部分引渡しに係る契約代金の額 $=$ 指定部分に相応する契約代金の額 \times $(1 - \text{前払金額} / \text{契約代金額})$

第48条（第三者による代理受領）

- 1 受注者は、発注者の承諾を得て契約代金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第41条（第47条において準用する場合を含む。）又は第46条の規定に基づく支払をしなければならない。

第49条（前払金等の不払に対する本件整備業務の中止）

- 1 受注者は、発注者が第43条、第46条又は第47条において準用される第41条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、本件整備業務の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が本件整備業務の実施を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受注者が本件整備業務の続行に備え工事現場を維持若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本件整備業務の

実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第50条（契約不適合責任）

- 1 発注者は、引き渡された設計成果物又は工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、設計成果物又は工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 設計成果物若しくは工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第51条（発注者の損害賠償請求等）

- 1 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
 - (1) 履行期間内に工事を完成することができないとき。
 - (2) 設計成果物又は工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第54条又は第55条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第54条又は第55条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約代金額から出来形部分に相応する契約代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結日現在において日吉津村建設工事執行規則第11条第6項に規定する割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合（第55条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- 7 発注者は、受注者が第55条第12号に該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約代金額の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならない。工事が完了した後においても、同様とする。
- 8 前項の場合において、受注者が既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の請求をすることができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を発注者に支払わなければならない。
- 9 第7項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者が当該損害額の超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

第52条（受注者の損害賠償請求等）

- 1 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - (1) 第57条又は第58条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第41条第2項（第47条において準用する場合を含む。）の規定による契約代金額の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結日現在において日吉津村建設工事執行規則第11条第6項に規定する割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

第53条（発注者の任意解除権）

- 1 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第55条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第54条（発注者の催告による解除権）

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、本件整備業務に着手すべき期日を過ぎても本件整備業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に完成しないとき又は履行経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第17条第1項第2号又は第3号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第50条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

第55条（発注者の催告によらない解除権）

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。
- (2) 設計成果物又は工事目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者が設計成果物又は工事目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 設計成果物又は工事目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第3号に規定する暴力団をいう。以下本条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下本条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第57条又は第58条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ① 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下本号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ⑥ 下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ⑦ 受注者が、①から⑤までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (11) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が基本契約第12条第1項各号に該当したとき。
- (12) 発注者が基本契約、システム開発業務委託契約又は研修業務委託契約を解除したとき。

第56条（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 54 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

第57条（受注者の催告による解除権）

受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第58条（受注者の催告によらない解除権）

受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 第 27 条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 28 条の規定による工事の施工の中止期間が履行期間の 3 分の 1（履行期間の 3 分の 1 が 4 月を超えるときは、4 月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 2 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 受注者が基本契約を解除したとき。

第59条（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 57 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

第60条（解除に伴う措置）

- 1 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最少限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第 3 項の場合において、第 43 条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第 37 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を第 1 項前段の出来形部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 51 条第 3 項、第 54 条又は第 55 条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日現在において日吉津村建設工事執行規則第 11 条第 6 項に規定する割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第 53 条、第 57 条又は第 58 条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負者等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第51条第3項、第54条又は第55条の規定によるときは発注者が定め、第53条、第57条又は第58条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者とが民法の規定に従って協議して決める。

第61条（契約不適合責任期間等）

- 1 発注者は、引き渡された設計成果物又は工事目的物に関し、第40条第3項又は第4項（第47条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下本条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下本条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、設計成果物又は工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された設計成果物又は工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うこと

ができない。ただし、受注者が設計図書の記載、その材料又は指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第62条（火災保険等）

- 1 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下本条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

第63条（相殺）

- 1 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、当該金銭債権と受注者が発注者に対して有する金銭債権とを相殺することができる。
- 2 前項の場合において、相殺してなお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。
- 3 第1項の場合において、充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。

第64条（情報通信の技術を利用する方法）

この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。

第65条（あっせん又は調停）

- 1 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服のある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による鳥取県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、管理技術者若しくは現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）又は専門技術者その他受注者が本件整備業務を実施するために使用している下請負者等、労働者等の本件整備業務の実施又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第13条第2項若しくは第20条第3項の規定により受注者が決定を行った後、若しくは第13条第4項若しくは第20条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに第13条第2項若しくは第4項、第20条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

第66条（仲裁）

発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

第67条（補則）

この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別記

個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第1条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当っては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3条 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、請負工事の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複製又は複写の禁止)

第5条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第6条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等をき損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第7条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故報告義務)

第8条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等の内容を漏えいし、き損し、又は滅失した場合は、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第9条 発注者は、受注者が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

建築士法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項

件名 _____

この書面での契約書とは、約款及び募集要項等含むものとする。

1	対象となる建築物の概要	契約書のとおり
2	業務の種類、内容及び方法	契約書のとおり
3	設計又は工事監理の実施期間	契約書のとおり
4	契約代金額及び支払時期	契約書のとおり
5	契約解除に関する事項	契約書のとおり
6	(設計業務の場合) 作成する設計成果物の種類 (工事監理業務の場合) 工事と設計図書及び設計成果物との照合の方法及び工事監理の実施状況に関する報告の方法	契約書のとおり

7	設計・工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士
	【氏名】： 【資格】：() 建築士 【登録番号】
	【氏名】： 【資格】：() 建築士 【登録番号】
	(建築設備の設計・工事監理に関し意見を聴く者) 【氏名】： 【資格】：建築設備士 【登録番号】

*従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

8	建築士事務所
名称	
所在地	
区分 (一級、二級、木造)	() 級建築事務所
開設者氏名	(法人の場合は開設者の名称及び代表事業者氏名)

9	業務の一部委託先
受託者の氏名又は名称	
当該受託者に係る建築士事務所の名称及び所在地	名称 所在地
一部委託する業務概要	

(注) 契約後に本様式に変更が生じる場合には契約変更の対象となるため、速やかに変更後の内容を記載したものを提出すること。

(注) 欄が不足する場合には適宜増やして記載すること。

別紙 2

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく解体工事に要する費用等

1 解体工事に要する費用 円

2 再資源化等に要する費用 円

3 分別解体等の方法

手作業

手作業及び機械作業の併用

4 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材※	施設名	再資源化等をするための施設所在地
□ コンクリート塊		
□ アスファルト・コンクリート塊		
□ 木材		

※特定建設資材とはコンクリート塊、コンクリート・アスファルト塊、木材のことです。